

焼津市告示第 112 号

焼津市中古住宅流通促進事業補助金交付要綱を次のように定める

令和 7 年 3 月 31 日

焼津市長 中野 弘道

焼津市中古住宅流通促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市長は、中古住宅の流通を促進させることにより管理不全な空き家等の発生を抑制するため、市内の中古住宅を購入する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、焼津市補助金等交付規則（昭和 60 年焼津市規則第 1 号）及びこの要綱に定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中古住宅 次のいずれにも該当する建物のことをいう。

ア これまでに使用されていた建物であって、入居時において、玄関、居室、台所、便所及び浴室を備えている独立した居住の用に供する家屋（分譲マンションの専用部分を含む。）であること。

イ 売買契約時において、建築されてから 30 年以上が経過したものであること。

ウ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された建築物又は同日において工事中であった建築物については、地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準（平成 18 年国土交通省告示第 185 号）によって地震に対して安全な構造であることが確認されたものであること。

(2) 世帯員等 次条に規定する補助対象者が属する世帯の世帯員その他の当該補助対象者が購入した中古住宅に居住する者をいう。

(3) 市内業者 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項に規定する建設業者又は同法第 3 条第 1 項ただし書に規定する政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを業とする者で、法人にあっては市内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては市内に主たる事業所を有するものをいう。

(4) リフォーム 市内業者との間において、請負契約（当該契約における改修工事費の合計額（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）が 200 万円以上で、国、県又は市による補助金等の対象となっていないものをいう。）を締結し、中古住宅又は中古住宅の敷地において次に掲げるいずれかの改修工事を行うことをいう。

- ア 給排水、ガス又は電気設備の改修工事
- イ 台所、便所又は浴室の改修工事
- ウ 内装、外装又は屋根の改修工事
- エ 外構の改修工事
- オ その他市長が必要と認める改修工事

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。ただし、やむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

(1) 市内の中古住宅に住み始めた者であり、かつ、中古住宅に住み始めた日から起算して5年以上居住しようとするものであること。

(2) 市内の中古住宅及び中古住宅の敷地である土地について、次に掲げる要件を満たす売買契約を締結した者であること。

ア 当該中古住宅に入居する者のみが所有権を取得するものであること。

イ 令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に締結されたものであること。

(3) 前号の中古住宅及び当該中古住宅の敷地である土地の取得価格（補助対象者が当該中古住宅に住み始める始める前にリフォームを施工した場合にあっては、当該リフォームに要した経費を含む。）の合計額（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）が500万円以上であること。

(4) 世帯員等が納付すべき市区町村民税を滞納していないこと。

(5) 世帯員等の3親等以内の親族から購入した中古住宅及び土地でないこと。

(6) 世帯員等が過去にこの要綱に基づく補助金及び焼津市若者世帯定住支援補助金交付要綱に基づく奨励金、焼津市子育て世帯マイホーム取得応援事業補助金交付要綱に基づく補助金、中古住宅流通促進奨励金交付要綱に基づく奨励金、焼津市転入子育て世帯マイホーム取得応援事業補助金交付要綱に基づく補助金又は子育て世帯等定住促進住宅取得支援事業補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は30万円とする。ただし、リフォームを行った場合は20万円を加算する。

(補助金の交付申請書の提出)

第5条 補助金の申請をしようとする者は、他の世帯員等と共に中古住宅に入居し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定による転入の届出をした後に、焼津市中古住宅流通促進事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる提出書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書（第2号様式）

(2) 世帯員等の住民票の写し

(3) 住宅及び土地の登記の全部事項証明書

(4) 住宅及び土地の売買契約書の写し

- (5) 領収書その他の住宅及び土地の取得に要した費用を負担したことが分かる書類の写し
- (6) 中古住宅の付近見取り図及び各階平面図又は間取りを確認できる書類
- (7) 耐震基準適合証明書又は焼津市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金交付決定通知書の写し（昭和56年5月31日以前に建築された建築物又は同日において工事中であった建築物に限る。）
- (8) 世帯員等の市区町村民税の完納証明書
- (9) 住宅の改修工事及びそれに要した額が分かる書類の写し（リフォームを施工した場合に限る。）
- (10) その他市長が必要と認める書類
（補助金の交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定に基づく交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その結果を焼津市中古住宅流通促進業補助金交付決定（不交付決定）通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。
（請求）

第7条 補助事業者は、補助金の請求をしようとするときは、補助金の額の決定通知を受領した日から起算して10日を経過した日までに請求書（第4号様式）により市長に請求しなければならない。
（転居等の届出）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助金の交付後、5年以内に補助金に係る中古住宅に世帯員等のいずれもが居住しなくなる場合は、事前に市長にその旨を届け出なければならない。
（交付の決定の取消し）

第9条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が偽りその他不正な手段により交付の決定を受けた場合又は補助金の交付後、5年以内に補助金に係る中古住宅に世帯員等のいずれもが居住しなくなった場合（市長が特に認めるときを除く。）は、交付の決定を取り消すことができる。
（返還）

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。
（失効等）

- 2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第6条の規定により補助金の交付決定を受けたものに対するこの告示の規定の適用については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。